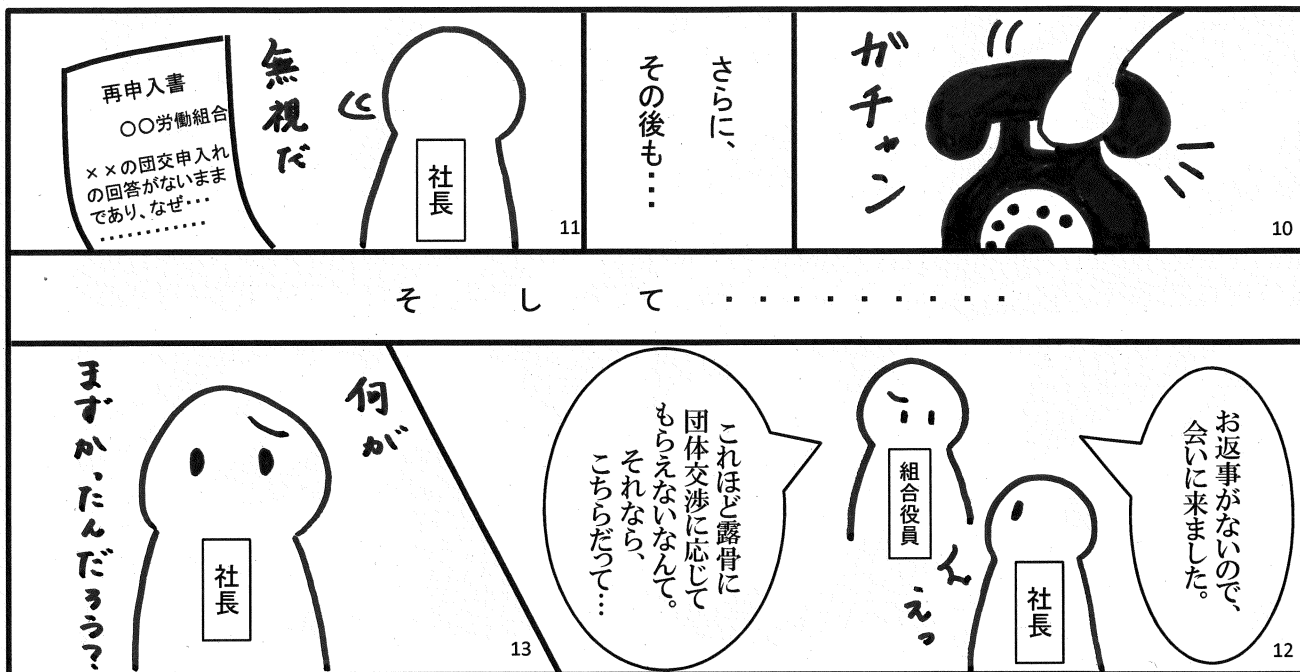


【ケースその1】

ある日、労働組合から電話が...





### ポイント解説

#### 【団体交渉拒否】

労働組合には、団体交渉権(憲法第28条)が保障されており、使用者が正当な理由なく、団体交渉を拒否することは、不当労働行為に当たります(労働組合法第7条第2号)。

どのようなものが「正当な理由」に当たるかは、事例により様々です。

今回のケースでは、会社で雇用しているAさんについて、労働組合に加入していることが組合から送られてきた労働組合加入通知書から明らかであり、Aさんの賃金などに関する団体交渉の申入れがあったにもかかわらず、会社(社長)は、Aさんとの間で直接交渉することを理由に、組合との交渉を拒否している状況からすると、会社(社長)の対応には、正当な理由がないと判断されるおそれがあります。